

令和8年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第5号

令和8年3月19日(木)

応招議員(12名)

1番	鈴木安則君	2番	赤間繁幸君
3番	鎌田暁史君	4番	鈴木利博君
5番	赤間則幸君	6番	佐々木和夫君
7番	鈴木恵子君	8番	金須新一君
9番	田中三恵子君	10番	熱海文義君
11番	高橋重信君	12番	石垣正博君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	教育長	関一男君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
復興推進課技監	楡濱学君	税務課長	片倉剛君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	小野純一君
農林振興課長	本間文二君	商工観光課長	武田力也君
地域整備課長	遠藤歩未君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	伊藤義継君	学校教育課長	角田倫明君
社会教育課長	齋藤正智君	代表監査委員	零石頭君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

議事日程第5号

令和8年3月19日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算

日程第 3	議案第 2 0 号	令和 8 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 1 号	令和 8 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 2 号	令和 8 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 2 3 号	令和 8 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 7	議案第 2 4 号	令和 8 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 8	議案第 2 5 号	令和 8 年度大郷町下水道事業会計予算
日程第 9	同意第 1 号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 0	議案第 2 6 号	大郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 1	議案第 2 7 号	大郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 2	議案第 2 8 号	令和 7 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 0 号)
日程第 1 3	議案第 2 9 号	令和 7 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)
日程第 1 4	議案第 3 0 号	令和 8 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 5	委発第 1 号	大郷町議会委員会条例の一部改正について
日程第 1 6	委発第 2 号	町議会解散請求に関する調査特別委員会の設置について
日程第 1 7	議員派遣の件	
日程第 1 8	閉会中の所管事務調査	

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 1 9 号	令和 8 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 0 号	令和 8 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 1 号	令和 8 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 2 号	令和 8 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 2 3 号	令和 8 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 7	議案第 2 4 号	令和 8 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 8	議案第 2 5 号	令和 8 年度大郷町下水道事業会計予算
日程第 9	同意第 1 号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 0	議案第 2 6 号	大郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 1	議案第 2 7 号	大郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第12 議案第28号 令和7年度大郷町一般会計補正予算(第10号)
日程第13 議案第29号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算
(第5号)
日程第14 議案第30号 令和8年度大郷町一般会計補正予算(第1号)
日程第15 委発第1号 大郷町議会委員会条例の一部改正について
日程第16 委発第2号 町議会解散請求に関する調査特別委員会の設置
について
日程第17 議員派遣の件
日程第18 閉会中の所管事務調査
-

午 前 10時00分 開 議

議長(石垣正博君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石垣正博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署
名議員は会議規則第110条の規定により、9番田中三恵子議員及び10番
熱海文義議員を指名いたします。

- 日程第2 議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算
日程第3 議案第20号 令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4 議案第21号 令和8年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5 議案第22号 令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6 議案第23号 令和8年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7 議案第24号 令和8年度大郷町水道事業会計予算
日程第8 議案第25号 令和8年度大郷町下水道事業会計予算

議長(石垣正博君) 日程第2、議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算、
日程第3、議案第20号 令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算、
日程第4、議案第21号 令和8年度大郷町介護保険特別会計予算、日程
第5、議案第22号 令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日
程第6、議案第23号 令和8年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日
程第7、議案第24号 令和8年度大郷町水道事業会計予算、日程第8、
議案第25号 令和8年度大郷町下水道事業会計予算を一括議題といたし

ます。

ここで、予算審査特別委員会に付託されました議案第19号から議案第25号までの各予算について、委員長より審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長、佐々木和夫議員。

予算審査特別委員長（佐々木和夫君） おはようございます。

それでは、報告書を読み上げたいと思います。

令和8年3月19日

大郷町議会議長 石 垣 正 博 殿

予算審査特別委員会

委員長 佐々木 和 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定しました。

記

事件番号、件名、審査の結果を順番で読み上げます。

議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第20号 令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第21号 令和8年度大郷町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第22号 令和8年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第23号 令和8年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第24号 令和8年度大郷町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

議案第25号 令和8年度大郷町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

意見といたしまして、

○一般会計予算

1. 税の収納率向上を図られたい。
2. タブレット導入を検討されたい。
3. 目標額を高く掲げ、ふるさと納税の増収に努められたい。
4. 旧桜井家住宅の利活用について、早急に方針を示されたい。

5. 住民バスの運行経路と車両更新を、総合的に検討されたい。
6. 高齢者在宅福祉事業の利用促進周知に努められたい。
7. 各種検診受診率の向上に努められたい。
8. ゴミ出しルールの周知・指導に努められたい。
9. 高齢者等ごみ出し支援事業の運用周知に努められたい。
10. 遊休農地の解消に向けた取り組みを推進されたい。
11. 新規農業参入者へ支援策のさらなる拡充を図られたい。
12. 鳥獣被害の対策強化を図られたい。
13. ふれあい農園の運営・管理について検討されたい。
14. 新たな特産品の開発に努められたい。
15. 縁の郷の有効活用を図られたい。
16. 区画線の整備や路面補修など、町道の維持管理強化に努められた
い。
17. 町管理の河川について、適正な管理を行われたい。
18. 移住・定住を促進するため、各種補助制度の周知に努められたい。
19. かわまちづくり事業は、慎重に進められたい。
20. 地域防災力の要である消防団員の人員確保強化に努められたい。
21. 奨学金返済支援制度の検討を進められたい。
22. 児童・生徒の学力及び体力向上に努められたい。
23. 粕川地区防災コミュニティセンターの利便性向上に努められたい。
24. 無形文化財の伝承に努められたい。

○国民健康保険特別会計

なし

○介護保険特別会計

なし

○後期高齢者医療特別会計

なし

○宅地分譲事業特別会計

なし

○水道事業会計

- ・適正な料金改定を含む経営改善を迅速に図られたい。

○下水道事業会計

なし

以上であります。

議長（石垣正博君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基準により省略いたしたいと思えます。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算について討論に入ります。ございませんか。

まず初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 皆様、おはようございます。

議案第19号 令和8年度大郷町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

令和6年度と令和7年度の一般会計予算に対する反対討論で指摘をした事項の一部が反映をされていない予算でありますため、本予算に反対をいたします。

歳出に対して要望を行います。

令和7年3月に策定されました水道事業経営戦略によりますと、令和9年度に10%の料金改定を見込み、料金収入の見通しを立てております。物価高騰が続く中で、町民の生活を応援するためにも、少しでも水道料金負担を抑える努力が必要と考えます。

一般会計の繰入れ増額や内部留保金の計画的な取り崩し、企業債の活用などにより、料金の値上げを回避することができないか検討を求めます。

県内で2番目に高い介護保険料について、町民の方々から、今の保険料からの引上げは抑制してほしいとの声があります。国庫負担割合を引き上げることが何よりの解決策となっておりますが、国や都道府県への負担増の要請を継続していただくことを要望いたします。

近年、親元就農や法人への雇用就農は増えておりますが、農業への新規参入者が伸び悩んでいる実態があります。新規参入者が伸びている自治体では、農地と住まいとしての空き家物件の案内と、農業機械のあっせんと、一定期間の生活費補助などを就農スタートパックとして、セットで提供する施策が効果を上げているケースもあります。先進自治体の取組なども参考にして、実績を上げる対応を求めます。

縁の郷の高付加価値化事業計画、いわゆるテレワーク事業の目的は、人口減少の緩和のため、企業誘致による交流人口の創出で最終的に定住人口の増加につなげ、正の循環を構築するというものであります。しかしながら、令和7年度の利用者は町内の育成団体のみであり、テレワ

ーク施設の収入実績はなく、令和8年度の収入見込みも立たない厳しい状況が続いております。縁の郷の活用プランについて検討され、指定管理者を速やかに選定されることを要望いたします。

粕川大橋付近のレジエンスベースへの造成工事が進む中で、町民の方々に、かわまちづくり事業に対する関心が高まっております。

その一方で、事業内容についてよく分からないといった疑問や、町による事業が赤字となった場合にどうするかなど、採算性を心配する声も寄せられております。事業内容の周知強化を求めます。

また、予算審査の場で、大規模な水害が発生した実例について調査すべきであるとの指摘がありましたので、対応を求めます。

通園バスの運行ルートについて、利用者の家族から改善を求める声があり、一般質問で確認をしたところ、通園バスは毎年、こども園と運行事業者、保護者が一体となり、より効率的な運行計画を作成し、運行しているとの答弁がございました。

利用者の家族に詳しく伺いますと、こども園に対して運行ルートの見直しを求めた際に、町に相談するようにと言われたと話しており、解決が見通せない状況となっております。運行ルートについては、町としても、こども園に対して助言や指導を行う形で関わっていただくように要望いたします。

最後に、男女共同参画プランは令和6年3月に策定され、男女がお互いを尊重し、「“私らしく” 生きることができる町 おおさと」をキャッチフレーズとしております。17項目の成果指標が達成されているかどうかの定期的な点検、評価に取り組むことを求めます。

以上で反対討論を終わります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 賛成の立場で討論させていただきます。

予算審査委員会の中で、いろいろ我々も意見を述べました。そうした中で、この1年間予算審議した中で、補正をかけて柔軟に対応していくという答弁がありました。やはりどこかで間違えれば直していく、そういう態度というのは大事なことだと私は思っています。

そして、まだ半年しかたっていない新町長の下で、新しい発想の中で、えらい期待をしていますので、ぜひ予算を通して1年を見ていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さん御理解いただきたいと思っております。よろしくお

願います。

議長（石垣正博君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第19号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和8年度大郷町一般会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第20号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和8年度大郷町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和8年度大郷町介護保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第21号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和８年度大郷町介護保険特別会計予算に対する委員長報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第22号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和８年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和８年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第23号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和８年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算に対する委員長報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和８年度大郷町水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第24号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和8年度大郷町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和8年度大郷町下水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第25号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和8年度大郷町下水道事業会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議長（石垣正博君） 日程第9、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、武田力也 商工観光課長の退場を求めます。

〔武田力也君退場〕

議長（石垣正博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（石川良彦君） おはようございます。

同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 武 田 力 也
生年月日 [REDACTED]
令和8年3月19日 提出

大郷町長 石 川 良 彦

経歴書につきましては、次ページ、2ページに記載のとおりでございますので、ご覧の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 今回、町長が副町長に選任されるに当たって、現役の課長が退職して副町長になるという、今まで私も経験したことないんですけども、そのように至った、副町長に選任するというその経緯とか町長の考えをお聞かせください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 他の自治体でもそういう例は、現職の課長ということで、そういう起用ということはあるということでもあります。

まずもって、副町長の職務をやっていただく上で、まず人格あるいは仕事ぶりを見て、優秀な人材である、適任者であるという判断をした。さらに、これからのとか、今、町の抱えている課題の中で、そういった事業の内容について、しっかりとこれまでも仕事をしていただいておりますし、これまでの経験は県職員ということもありまして、そういった経験を生かしながら、これからのまちづくりに大いに有効とか、有能な人材であるという判断の下で、まちづくりに効果的な最適な人材であるという判断をしたということでございます。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準により討論は省略し、直ちに採決に入ります。

これより、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石垣正博君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番田中三恵子議員、10番熱海文義議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石垣正博君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118条の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（石垣正博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石垣正博君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。田中三恵子議員及び熱海文義議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石垣正博君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

であります。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（石垣正博君） 武田力也課長、入場を許します。

〔武田力也君入場〕

日程第10 議案第26号 大郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の制定について

議長（石垣正博君） 日程第10、議案第26号 大郷町乳児等通園支援事業の設
備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたしま
す。

提出者から提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第26号につきまして提案理由の御説
明を申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

議案第26号 大郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

大郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月19日 提出

大郷町長 石川 良彦

初めに、制定理由について申し上げます。

子育て支援制度の拡充により、4月から本格的にスタートする乳児等
通園事業、（通称）こども誰でも通園制度の本格実施に伴い、必要とな
る条例を制定するものです。

次のページの別紙にて御説明を申し上げます。

この条例は、事業の実施に係る認可に関する部分を制定するもので、
事業所の物理的な環境や安全体制に関わる最低限のルールを定めており
ます。

第1条では条例の趣旨を、第2条では各用語の意義、第3条、第4条
では事業実施者と町が行う基準、第5条は事業者の一般的な原則、第6
条、第7条は災害などに対する設備の設置や避難訓練の計画、実施を定
めております。第8条では自動車を利用するときの装置の基準、第9条
から第12条では事業者の職員に関する条件や知識、配置基準、第13条か
ら第15条では児童に対する虐待の防止、衛生管理、食事に関する事項、

第16条から第19条では事業者が定めなければならない規程や帳簿、対応策など、第20条、第21条は事業の区分ごとの設備基準、第22条では職員の基準、第23条から第26条で各型ごとの支援の内容、第27条でコンピューターなどの使用について定めております。

附則といたしまして、施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上、議案第26号につきまして提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第26号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 全協の際に、こども園では一時預かりがメインで、このこども誰でも通園制度の実施の予定はないというような説明がございました。実際に利用したい人が発生した場合ほどのような対応となるのか、お伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

質問のとおり、一時預かり事業を現在行っております。利用したいという方があれば、今の一時預かりの制度の中で十分対応は可能かと考えております。

今回の誰でも通園制度のほうは手挙げ制度になってございますので、こども園のほうの手を挙げなければ、誰でも通園制度という事業そのものの実施はございません。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） この制度について、公的責任の問題が指摘をされております。例えば、事故が起こった場合の責任や保険などについて明らかになっていないという指摘がございます。実際の事業について、当事者任せになってしまって、公的な関わりが薄くなってしまっているのではないかという指摘がございますが、町としてはどういった見解かお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 確かにこの制度そのものが、話が出てから時間もあまりたっていないという中でございますので、細部にわたっての詰めの部分がまだなされていないという部分は現実あると思います。

町といたしましては、国の動向なども注視しながら、もし制度のほうを実施するという事業所があれば、それに沿って対応してまいりたいと

考えてございます。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 短時間の保育や初めてのお子さんを受け入れる際に、十分な体制とスキルが求められておりますが、今のこども園で対応は可能かどうか、負担が増えることをちょっと心配いたしますが、見解について伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 今回のこの制度につきましては、一時預かりよりも、ちょっと事業者側のほうでやらなければならない部分があるというふうに伺っております。そういったものも踏まえ、今のこども園のほうでは手を挙げる予定はないということをお伺いいたします。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 大郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第27号 大郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（石垣正博君） 日程第11、議案第27号 大郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第27号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の16ページを御覧ください。

議案第27号 大郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

大郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月19日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、制定理由について申し上げます。

こちらにも議案第26号と同様に、4月から本格的にスタートする乳児等通園事業、(通称)こども誰でも通園制度の本格実施に伴い、必要となる条例を制定するものです。

次ページの別紙にて御説明を申し上げます。

この条例は、事業実施に係る確認に関する部分を制定するもので、利用者である子どもと保護者との契約やサービス提供の手順に関するルールを定めております。

第1条は条例の趣旨を、第2条では事業者の一般的な原則、第3条は利用定員の基準、第4条は保護者との面談方法、第5条では正当な理由がない場合の提供拒否の禁止、第6条は町からの要請に対する協力義務、第7条、第8条は認定に係る申請、第9条は日常の心身状況の把握義務、第12条、第13条は費用の取扱い、第14条、第15条は取扱方針と外部からの評価に関すること、第16条から第18条は保護者への相談、報告、第19条から第22条は事業者が定めなければならない定員、規程、帳簿、対策など、第23条、第24条では人種等による差別、虐待の禁止、第25条は職員の守秘義務、第26条は情報の提供など、第27条は利益供与の禁止、第28条、第29条は苦情の解決と地域との連携、第30条では事故発生時の対応、第31条から第33条は会計の区分と記録の整備方法を定めております。

附則といたしまして、施行期日を令和8年4月1日とするものです。

以上、議案第27号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第27号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石垣正博君) 以上で議案第27号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石垣正博君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 大郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第28号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

議長（石垣正博君） 日程第12、議案第28号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） おはようございます。

それでは、議案第28号 一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第28号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度大郷町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ295万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,332万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月19日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、今回の補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、副町長人事に伴い、令和8年3月31日付で退職する職員分の退職手当組合負担金の計上、介護保険制度改正に伴う介護保

険システム改修に当たり、年度内のシステム改修が困難となったことによる財源調整のための介護保険特別会計繰出金の計上によるものです。

歳入では、財政調整基金において財源調整をしております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。まず、歳入です。

第19款繰入金第1項基金繰入金295万6,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金の繰入れになります。

歳入補正額合計295万6,000円の増額です。

続きまして、4ページをお開き願います。

歳出です。

第2款総務費第1項総務管理費162万6,000円の増額補正です。退職予定者の退職手当支給に伴う宮城県市町村職員退職手当組合への退職手当組合負担金となります。

第3款民生費第1項社会福祉費133万円の増額補正です。介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修に当たり、国からのプログラム提供が年度末となったことから作業が遅延し、年度内のシステム改修が困難となったことによる財源調整のための介護保険特別会計繰出金です。

歳出補正額合計295万6,000円の増額です。

以上、補正前の予算額58億9,036万5,000円に歳入歳出とも295万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ58億9,332万1,000円とするものです。

以上で、議案第28号 一般会計補正予算（第10号）についての提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第28号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第29号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算
(第5号)

議長（石垣正博君） 日程第13、議案第29号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） それでは、議案第29号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の12ページを御覧願います。

議案第29号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第5号)

令和7年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,709万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年3月19日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の補正予算は、歳入におきましては、介護保険システム改修に当たり、国からのプログラムリリースが年度末となったため改修作業が遅延し、年度内にシステム改修が困難となったため、事務費交付金を減額

し、財源調整を図ったものとなります。

歳出におきましては、歳入と同じく、システム改修に係る繰入金と事務経費増に伴う財源調整をするものとなります。

なお、2月末現在の第1号被保険者数65歳以上は2,983名で、総人口に占める割合は40.9%です。

同じく、第1号被保険者に係る要介護等の認定者数は623名で、第1号被保険者に占める割合は20.9%、総人口に占める割合は8.5%となっております。

それでは、次のページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正について、款項ごとに御説明いたします。

まず歳入ですが、第4款国庫支出金第2項国庫補助金の補正金額は132万円の減額で、介護保険システム改修のプログラムリリースが年度末となったことにより改修作業が遅延し、年度内完了が見込めないことが判明いたしました。そのため、令和7年度末完了が補助要件であった、介護保険システム改修に係る事務費交付金が見込めないことから減額するものです。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金の補正金額は133万円の増額で、国庫補助金と同様、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る事務費交付金が見込めないことから、一般会計より事務費の増額をするものです。

歳入補正額合計は1万円の増額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。14ページになります。

第1款総務費第1項総務管理費の補正金額は1万円の増額で、介護保険システムの標準化に伴う各種様式変更に伴い、用紙等に係る消耗品費の増額となります。

歳出補正額合計は1万円の増額です。

以上、補正前の予算額12億5,708万5,000円に歳入歳出とも1万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ12億5,709万5,000円とするものです。

続きまして、15ページを御覧ください。

第2表繰越明許費について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費介護保険システム改修事業264万円となります。

介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修に当たり、国からのプログラムリリースが年度末になったことから改修作業が遅延し、年度内

のシステム改修が困難となったためでございます。完了予定は、令和8年6月末日となります。

以上で、議案第29号介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君） 以上で議案第29号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時03分 休 憩

午 前 11時13分 開 議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第14 議案第30号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第1号）
議長（石垣正博君） 日程第14、議案第30号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第30号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第30号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度大郷町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,790万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月19日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、今回の補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、役場内のメールやスケジュール管理、ファイル共有、生成AI活用等ができるアプリケーションツール、Googleワークスペースの導入に当たり、作業工程の追加から初期設定費が不足するため、使用料等を増額補正するものです。

歳入では、財源調整のため財政調整基金を繰り入れております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明申し上げます。

まず、歳入です。

第18款繰入金第1項基金繰入金90万1,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整繰入金です。

歳入補正額合計90万1,000円の増額です。

続きまして、4ページをお開き願います。

歳出です。

第2款総務費第1項総務管理費90万1,000円の増額補正です。Googleワークスペース導入に伴い、既存メールの配信先を変更するためのメール設定業務委託料のほか、使用に当たっての初期設定作業において、作業工程の増加から予算が不足することが判明したため、使用料等を増額するものです。

なお、今回のGoogleワークスペース導入により、役場内のスケジュール管理、ファイル共有、会議録作成、生成AI活動等のほか、現在は課ごとのメールを職員で共有しておりますが、今後は課ごとと個人ごとのメールを使い分けすることができるようになるものです。

歳出補正額合計90万1,000円の増額補正です。

以上、補正前の予算額56億5,700万円に歳入歳出とも90万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ56億5,790万1,000円とするものです。

以上で、議案第30号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）につきましての提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第30号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 委発第1号 大郷町議会委員会条例の一部改正について

議長（石垣正博君） 日程第15、委発第1号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、赤間繁幸議員。

議会運営委員会委員長（赤間繁幸君） 皆さん、こんにちは。

それでは、提案理由を申し上げます。

委発第1号

令和8年3月19日

大郷町議会議長 石垣正博 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 赤 間 繁 幸

賛成者

同委員 鎌 田 暁 史

同委員 鈴 木 利 博

同委員 鈴 木 恵 子

同委員 田 中 三恵子

同委員 高 橋 重 信

大郷町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

それでは、提案理由を申し上げます。

令和6年4月1日施行の機構改革により、新たに上下水道課が設置されました。これに伴いまして、当該課が所掌する事務を適切に審査、調査できるよう、本条例における常任委員会の所管事務の範囲を追加するため、本案を提出するものでございます。

本来であれば、機構改革に合わせまして本案を提出すべきでしたが、事務手続の遅延によりまして改正の時期を逸したため、改めて今回提案するものでございます。

別紙を御覧ください。

別表中、総務産業常任委員会の所管事項につきまして、上下水道課を追加するものでございます。

附則として、公布の日から施行するとするものでございます。

議員の皆様におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。まして、委発第1号の提案理由の説明といたします。

議長（石垣正博君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第1号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを採

決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決
されました。

日程第16 委発第2号 町議会解散請求に関する調査特別委員会の設置
について

議長（石垣正博君） 日程第16、委発第2号 町議会解散請求に関する調査特
別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、赤間繁幸議
員。

議会運営委員会委員長（赤間繁幸君） それでは、提案理由を申し上げます。
委発第2号

令和8年3月19日

大郷町議会議長 石垣正博 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 赤間繁幸

賛成者

同委員 鎌田 暁 史

同委員 鈴木 利 博

同委員 鈴木 恵 子

同委員 田 中 三恵子

同委員 高 橋 重 信

町議会解散請求に関する調査特別委員会の設置について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のと
おり提出いたします。

それでは、提案理由を説明いたします。

今回、この町議会解散請求の裁判の結果を受けまして、選挙管理委員
会の審査は妥当だったのかということについて調査をすべきだという提
案がされました。

それにつきまして、議会運営委員会の中で協議した結果、調査特別委
員会を設置すべきということになりましたので、今回提案させていただ

きます。

別紙を御覧ください。

町議会解散請求に関する調査特別委員会の設置について
次のとおり、町議会解散請求に関する調査特別委員会を設置する。

記

1. 名 称 町議会解散請求に関する調査特別委員会
2. 設 置 根 拠 地方自治法第109条及び大郷町議会委員会条例第4条
3. 目 的 町議会解散請求に関する調査
4. 委員の定数 11名（議長を除く全議員）
5. 調 査 期 間 当該調査終了まで閉会中も調査することができるものとする。

以上でございます。

皆様の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案をさせていただきます。

議長（石垣正博君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第2号 町議会解散請求に関する調査特別委員会の設置
についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決
されました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選
任をお願いいたします。

特別委員会開催のため暫時休憩といたします。

午 前 1 1 時 2 7 分 休 憩

午 前 1 1 時 3 2 分 開 議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町議会解散請求に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に鈴木利博議員、副委員長に佐々木和夫議員、以上のとおり選任されました。

日程第17 議員派遣の件

議長（石垣正博君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第112条第1項の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の所管事務調査

議長（石垣正博君） 日程第18、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（石垣正博君） 以上をもって、本定例会に付議されました事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は3月4日開会以来、本日までの16日間にわたり、令和8年度の各種会計当初予算案をはじめ、多数の重要議案について終始熱心に御審議をいただきました。本日その全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、議員各位と共に誠に御同慶に堪えません。

また、執行者である町長はじめ教育長、各課長におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力をいただきました。この御労苦

に対しまして深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは予算審査特別委員会において出されました意見、要望に配慮していただき、今後の行政運営に十分反映されますようお願いをします。

終わりに、議員各位にはくれぐれもお体を御自愛いただき、町政推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和8年第1回大郷町議会定例会を閉会といたします。
大変ありがとうございました。

午 前 11時36分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員